



平成 22 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## 当社の取締役に対するストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条、第 239 条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり特に有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の当社第 109 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

当社取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、以下に記載のとおり、行使に際して払い込みをなすべき金額を 1 株当たり 1 円とする新株予約権を発行するものです。

#### 2. 特に有利な条件により新株予約権を発行することの理由

当社取締役の当社株価の上昇及び業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的とし、新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式 900,000 株を上限とする

- (3) 新株予約権の総数  
本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、9,000 個を上限とする。  
なお、新株予約権 1 個当りの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という)は、100 株とする。
- (4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
金銭の払込を要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法  
各本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は 1 円とする。
- (6) 本新株予約権の権利行使期間  
平成 22 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までとする。
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
- ① 各本新株予約権の 1 個を分割して行使できないものとする。
  - ② 権利行使時に取締役の地位にあることを要する。
  - ③ 新株予約権の割当を受けた取締役は、その地位を喪失したときに本新株予約権は失効する。ただし当社取締役が任期満了により退任した場合、その他正当な理由がある場合はその限りでない。
  - ④ 行使時の東京証券取引所の公表する当社株価が 1 株当たり 150 円を超えていることを要する。
- (8) 本新株予約権の取得条項  
当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、本新株予約権を無償で取得することが出来る。また、新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することが出来る。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡は出来ない。

- (10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
1株当たり1円を資本に組み入れる。
- (11) 割当て先  
平成21年5月27日の取締役会開催時点の取締役11名に割り当てる。
- (12) 割当日  
別途取締役会が定める日とする。
- (13) 取締役会への委任  
上記に定めるもののほか、本新株予約権に関する事項は、平成22年6月29日開催予定の当社第109回定時株主総会において承認可決され、且つ、同株主総会以後に開催される報酬委員会において「取締役の個人別の報酬等の内容を決定する件」が承認可決されることを条件とし、同株主総会以後に開催される当社取締役会の決議をもって決定する。

以上